

上和田住宅畳工事（第1工区）

図面目録

番号	図面名称	縮尺
0	図面目録	
1	畳工事特記仕様書1	NS
2	畳工事特記仕様書2	NS
3	付近見取図・全体配置図	1/500
4	配置図	1/300
5	1階平面図	1/100
6	2～8階平面図	1/100

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事（積算）番号：H28Q12J00100

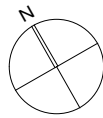
課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当

畳工事		特記事項
項目		
【畳工事】		■総則編 1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲		A. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領 なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあつては、工事監理業務の受注者が選任した者を含む者とする。 B. 特記事項は、○印のついたものを適用する。◎印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ◎印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
1.1.3 設計図書の適用		* 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）
1.1.5 疑義に対する協議等		* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成23年4月1日適用）に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/sekkeihennkouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録		* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理		「工事監理ガイドライン」（平成21年9月1日策定 国土交通省住宅局建築指導課）： ・適用する ※適用しない * 適用に当たっては、「工事監理ガイドライン」4.（1）確認項目及び確認方法の例示一覧（別紙）に、確認項目として掲げられた工事内容のうち、「具体的な確認方法」欄に品質管理記録により確認するものについて、（2）留意事項に留意し、品質管理の記録を監督職員に提出し確認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた確認項目については、この限りでない。 * 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付国総建第318号国土交通省総合政策局建設業課長通知）によるものとする。
1.2.14 発生材の処理等		1. 大気汚染防止法の改正（平成26年6月1日施行）に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有（処理方法： ） ※ 無 現場において再利用を図るもの： A. 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。）に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて（工事完了時に）、「リサイクルガイドライン」により次の計画書（実施書）を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（tまたはm ³ ）、マニフェスト返却日（B2票、D票、E票）が記載され、受注者の社印を押したものとす。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/unyou/sossenriyou.pdf を参照。）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html F. 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する（処分方法： ）
引渡し等		
建設副産物		
再資源化		
分別収集 再生資源の利用		
非飛散アスベスト処分		
1.5.1 環境への配慮		A. 「愛知県公共建築グリーン整備基準」（平成19年版）： ※適用する（評価シートの作成）： ・する ○しない ・適用しない B. 「愛知県環境物品等調達方針」（http://www.pref.aichi.jp/0000009402.htmlを参照。）別記2（24）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1.5.2 機材の品質等		* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。

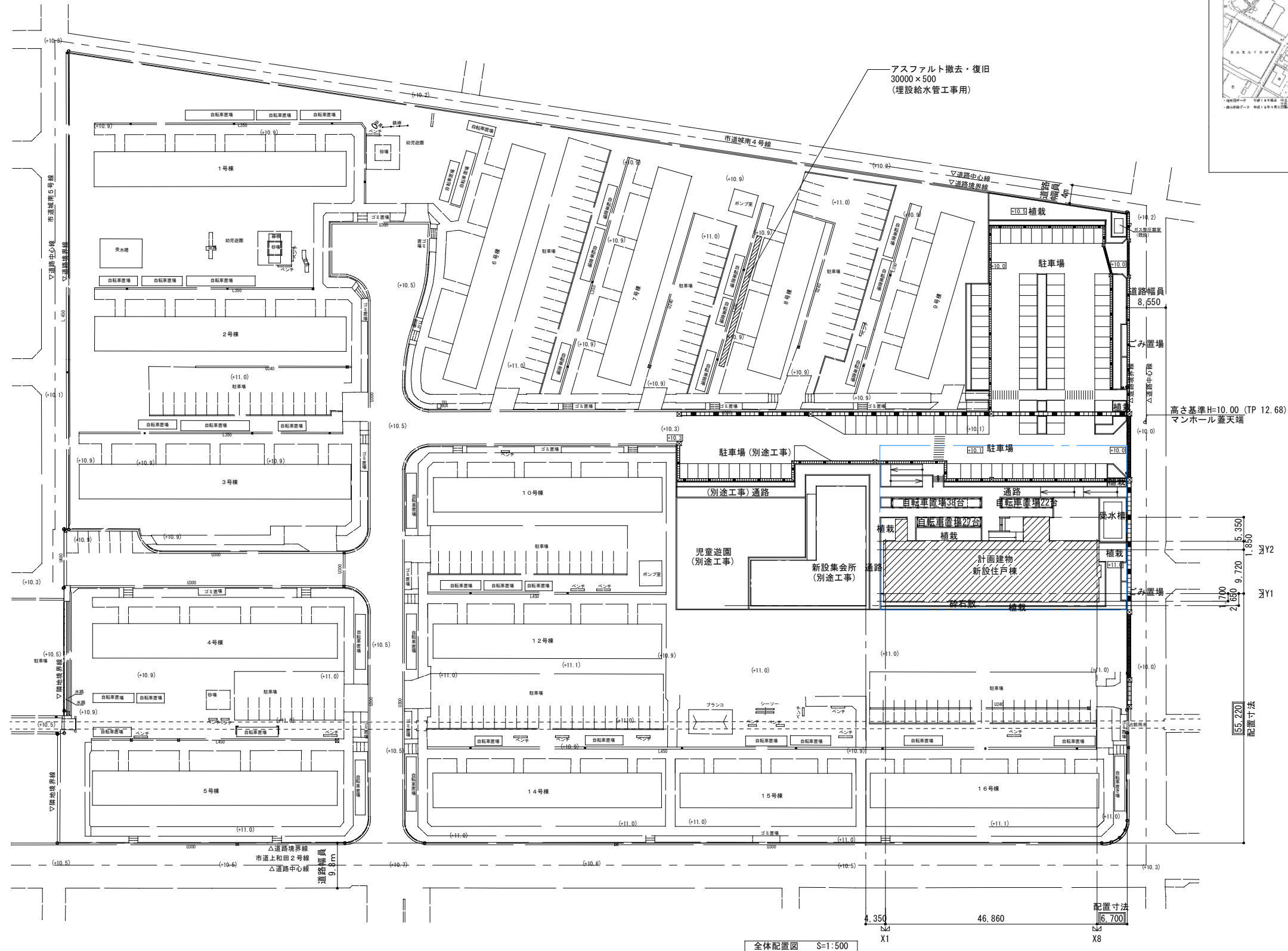
平成27年7月1日改訂		特記事項	
項目			
1.8.1 工事の記録		A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン（案）」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/cals/nouhin/を参照。）に基づく。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 工事中：①右図（参考図）に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 2) 完成時：カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。	
1.8.4 提出書類		* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの 火災保険等 * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。 建設業退職金共済制度 * この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。 施工体系図の揭示 * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。 各種調査への協力 工事中の安全管理 * 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。 * 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海、東南海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。 工事コスト調査の協力 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 特定住宅瑕疵担保責任 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない 工事費内訳明細書 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出： ・要する ※要しない 貨物自動車等の車種規制 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/) * 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 特定特殊自動車の燃料 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 工事の下請負 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 施工体制 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 現場代理人 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。	
<畳敷き> 19.5.1 材料		■建築編 19章 内装工事■ A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914（建築畳床）に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形（厚み50）を使用する。 1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905（繊維板）に規定するタミボードとする。 2) 畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511（発泡プラスチック保温材）の4.6の方法で試験して、密度が27kg/m ³ 以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものとす。 3) 畳床に使用する裏面材（防湿シート）は、JIS P3401（クラフト紙）に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。 4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5) 縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔(cm)：8.5以下 縫い目又は横糸間隔(cm)：5以下 糸間面積(cm ²)：20～43 6) 畳床の構造は下図を標準とする。 	
	株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅畳工事(第1工区)	図面番号
	一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	畳工事特記仕様書 1	縮尺 No. 1
	検図	製図	設計 平成26年3月
			愛知県建設部建築局公営住宅課

項 目	特 記 事 項
19.5.2 施工	<p>C. 畳へりはJIS L3108 (畳へり地) によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾75mm以上とする。</p> <p>D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。</p> <p>E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914 (建築畳床) 附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902 (畳) 附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902 (畳) の規定による。</p> <p>A. 製作及び敷き込み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 2) 畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。 3) 畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。 4) 畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル系糸の畳用返しボードとする。 5) 敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 <p>B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級</p> <p>C. 畳焼け防止の措置をする。</p> <p>D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめたと、監督職員に提出する。</p>

項 目	特 記 事 項		
	株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅畳工事(第1工区)	図面番号
	一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	畳工事特記仕様書2 <small>縮尺</small>	No. 2
検 図	製 図	設 計 平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課



付近見取図 S=1:5,000



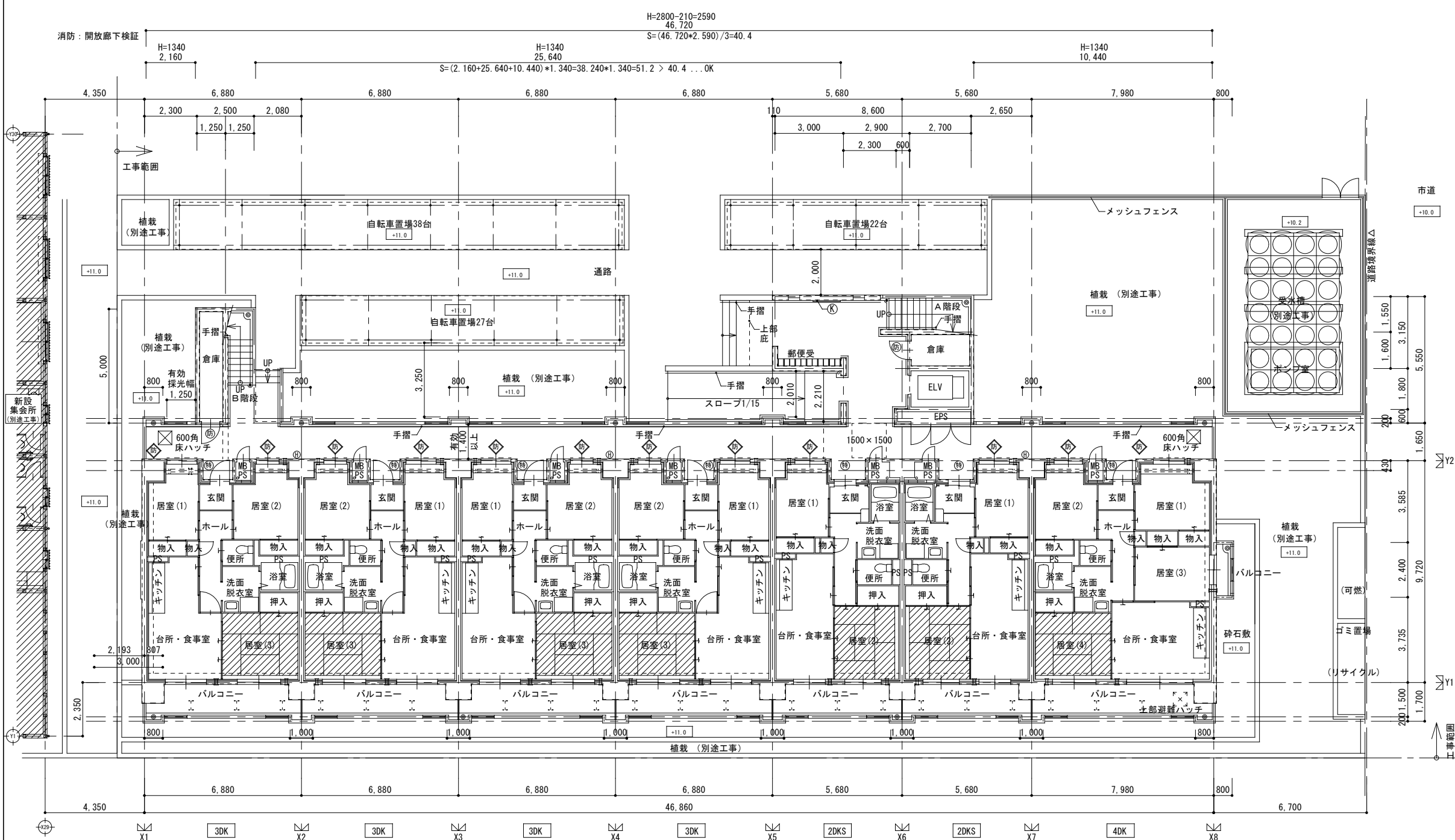
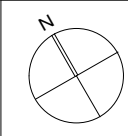
全体配置図 S=1:500

枠内: 工事範囲を示す

住棟配置は、南側道路境界線に平行とする

- 凡例
- 計画レベル
 - (+1.0) 現況レベル
 - Z0 (設計G.L) = 11.00 (TP13.68)

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅工(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		付近見取図・全体配置図		縮尺 A1: 1/500 A3: 1/1000
検	製	設	No. 3	
図	図	計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平		
		26		
		年		
		3		
		月		



H=2800-210=2590
46.720
S=(46.720*2.590)/3=40.4

消防：開放廊下検証
H=1340
2.160

H=1340
25.640
S=(2.160+25.640+10.440)*1.340=38.240*1.340=51.2 > 40.4 ...OK

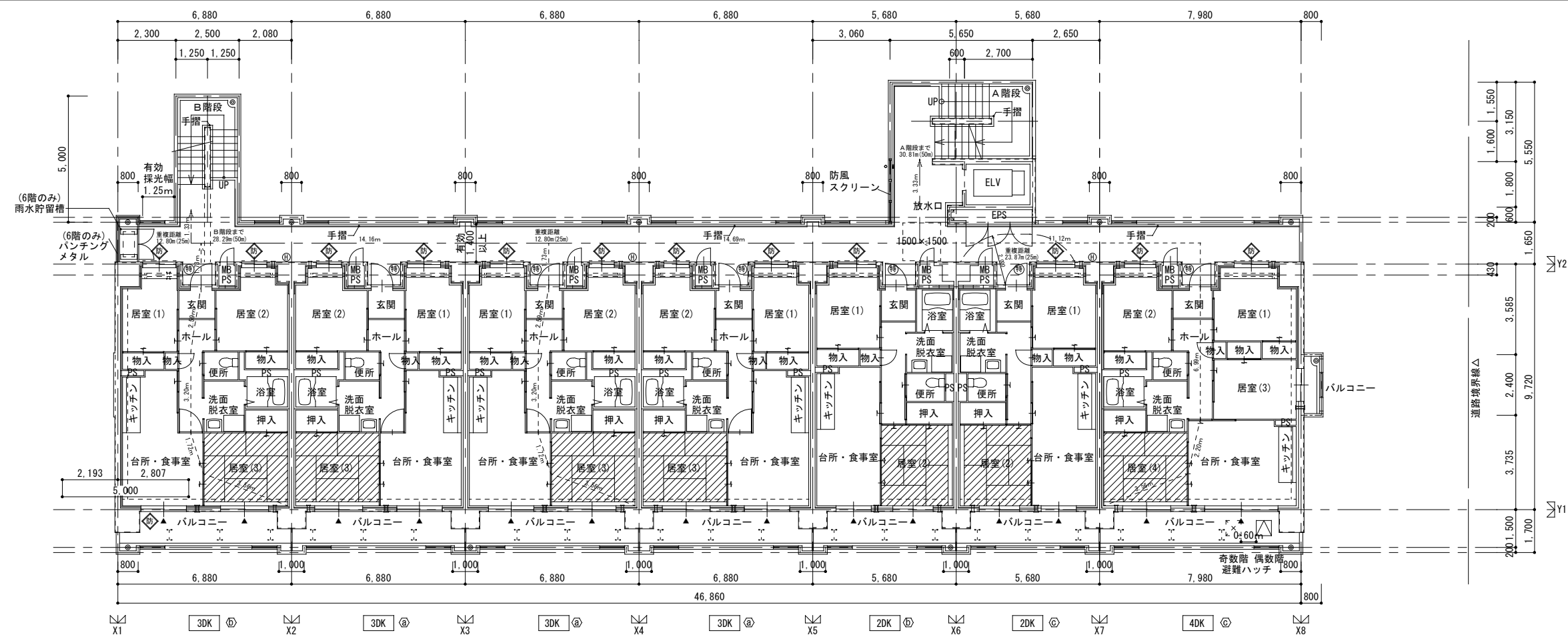
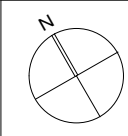
H=1340
10.440

	6畳	計
2DK	6枚 × 10戸	60枚
2DKS	6枚 × 6戸	36枚
3DK	6枚 × 32戸	192枚
4DK	6枚 × 8戸	48枚
計	6枚 × 56戸	336枚

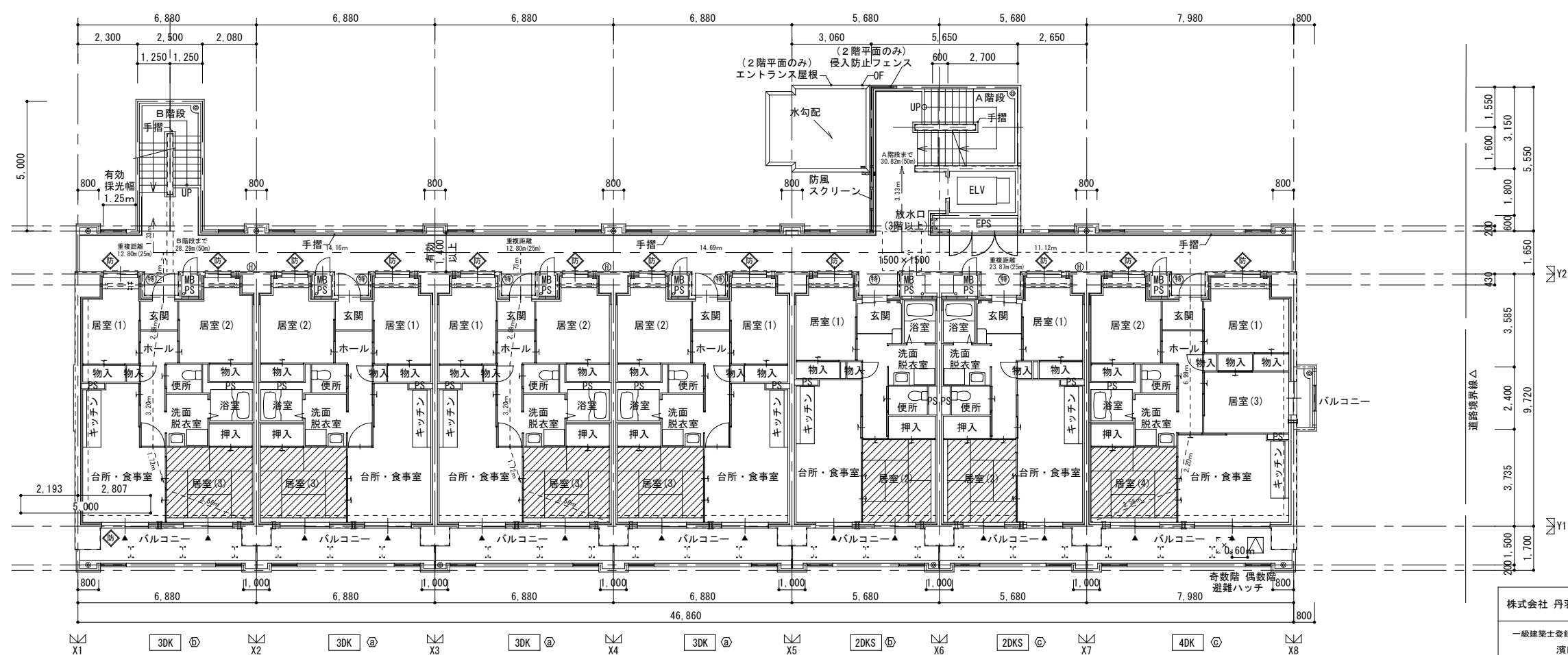
畳敷き室を示す

1階平面図 S=1:100

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅工(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		1階平面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	No. 5
校	製	設	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		計	平成26年3月	



4~8階平面図 S=1:100



2~3階平面図 S=1:100

畳敷き室を示す

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	2~8階平面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
No. 6		
製図	設計 平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課